

第1790号
令和4年5月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 相続税の課税価格に算入される不動産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが租税法上的一般原則としての平等原則に違反しないとされた事例

(令和2年(行ヒ)第283号・令和4年4月19日 第三小法廷判決棄却)

- 1 法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義
- 2 組織再編成に係る一連の取引の一環として行われた金銭の借入れが法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないとされた事例

(令和2年(行ヒ)第303号・令和4年4月21日 第一小法廷判決棄却)

(刑事)

- 傷害罪の成立を認めた第1審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(令和2年(あ)第1751号・令和4年4月21日 第一小法廷判決破棄差戻し)

◎最高裁判所判例要旨 13

(民事)

- あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律19条1項と憲法22条1項

(令和3年(行ツ)第73号・令和4年2月7日 第二小法廷判決棄却)

- 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号)2条、5条~10条と憲法21条1項

(令和3年(行ツ)第54号・令和4年2月15日 第三小法廷判決棄却)

(刑事)

- いわゆるキャッシュカードすり替え型の窃盗罪につき実行の着手があるとされた事例

(令和2年(あ)第1087号・令和4年2月14日 第三小法廷決定棄却)

- 金融商品取引法167条1項6号にいう「その者の職務に関し知ったとき」に当たるとされた事例

(令和3年(あ)第96号・令和4年2月25日 第三小法廷決定棄却)

◎記事 14

- 令和4年春の勲章受章者
- 令和4年春の藍綬褒章受章者
- 人事異動(4月19日~4月25日)

◎最高裁判所規則 15

- 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則について
- 家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則について

◎首席家庭裁判所調査官・次席家庭裁判所調査官一覧 19

◎首席書記官・次席書記官一覧 19

裁判例

民事

◎ 相続税の課税価格に算入される不動産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが租税法上的一般原則としての平等原則に違反しないとされた事例

件名 相続税更正処分等取消請求事件

最高裁判所令和2年(行ヒ)第283号
令和4年4月19日 第三小法廷判決棄却

上告人 X₁ ほか2名

被上告人 国

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人増田英敏、上告復代理人大山勉、上告補佐人戸井敏夫の上告受理申立て理由について

1 本件は、共同相続人である上告人らが、相続財産である不動産の一部について、財産評価基本通達(昭和39年4月25日付け直資56、直審(資)17国税庁長官通達。以下「評価通達」という。)の定める方法により価額を評価して相続税の申告をしたところ、札幌南税務署長から、当該不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるから別途実施した鑑定による評価額をもって評価すべきであるとして、それぞれ更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という。)を受けたため、被上告人を相手に、これらの取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 相続税法22条は、同法第3章で特別の定めのあるものを除くほか、相続等により取得した財産の価額は当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額はその時の現況による旨を規定する。

(2) 評価通達1(2)は、時価とは課税時期(相続等により財産を取得した日等)においてそれぞれの財産の現況に応じ不特定多数の当事者間で自由な取引が行わ

れる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は評価通達の定めによって評価した価額による旨を定める。他方、評価通達6は、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定める。

(3) A(以下「被相続人」という。)は、平成24年6月17日に94歳で死亡し、上告人らほか2名(以下「共同相続人ら」という。)がその財産を相続により取得した(以下、この相続を「本件相続」という。)。

被相続人の相続財産には、第1審判決別表1記載の土地及び同別表2記載の建物(以下、併せて「本件甲不動産」という。)並びに同別表3記載の土地及び建物(以下、併せて「本件乙不動産」といい、本件甲不動産と併せて「本件各不動産」という。)が含まれていたところ、これらについては、被相続人の遺言に従つて、上告人らのうちの1名が取得した。なお、同人は、平成25年3月7日付けで、本件乙不動産を代金5億1500万円で第三者に売却した。

(4) 本件各不動産が被相続人の相続財産に含まれるに至った経緯等は、次のとおりである。

ア 被相続人は、平成21年1月30日付けで信託銀行から6億3000万円を借り入れた上、同日付で本件甲不動産を代金8億3700万円で購入した。

イ 被相続人は、平成21年12月21日付けで共同相続人らのうちの1名から4700万円を借り入れ、同月25日付けで信託銀行から3億7800万円を借り入れた上、同日付で本件乙不動産を代金5億500万円で購入した。

ウ 被相続人及び上告人らは、上記ア及びイの本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れ(以下、併せて「本件購入・借入れ」という。)を、被相続人及びその経営していた会社の事業承継の過程の一つと位置付けつつも、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて企画して実行したものである。

エ 本件購入・借入れがなかったとすれば、本件相続に係る相続税の課税価格の合計額は6億円を超えるものであった。

(5) 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の経緯は、次のとおりである。

ア 上告人らは、本件相続につき、評価通達の定める方法により、本件甲不動産の価額を合計2億0004万1474円、本件乙不動産の価額を合計1億3366万4767円と評価した上(以下、これらの価額

を併せて「本件各通達評価額」という。)、平成25年3月11日、札幌南税務署長に対し、本件各通達評価額を記載した相続税の申告書を提出した。上記申告書においては、課税価格の合計額は2826万1000円とされ、基礎控除の結果、相続税の総額は0円とされていた。

イ 国税庁長官は、札幌国税局長からの上申を受け、平成28年3月10日付で、同国税局長に対し、本件各不動産の価額につき、評価通達6により、評価通達の定める方法によらずに他の合理的な方法によって評価することとの指示をした。

ウ 札幌南税務署長は、上記指示により、平成28年4月27日付で、上告人らに対し、不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準により本件相続の開始時における本件各不動産の正常価格として算定した鑑定評価額に基づき、本件甲不動産の価額が合計7億5400万円、本件乙不動産の価額が合計5億1900万円(以下、これらの価額を併せて「本件各鑑定評価額」という。)であることを前提とする本件各更正処分(本件相続に係る課税価格の合計額を8億8874万9000円、相続税の総額を2億4049万8600円とするもの)及び本件各賦課決定処分をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件各不動産の価額については、評価通達の定める方法により評価すると実質的な租税負担の公平を著しく害し不当な結果を招来すると認められるから、他の合理的な方法によって評価することが許されると判断した上で、本件各鑑定評価額は本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるからこれを基礎とする本件各更正処分は適法であり、これを前提とする本件各賦課決定処分も適法であるとした。所論は、原審の上記判断には相続税法22条等の法令の解釈適用を誤った違法があるというものである。

4(1) 相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

そうであるところ、本件各更正処分に係る課税価格

に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法22条に違反するものということはできない。

(2)ア 他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。

イ これを本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きなかい離があるということができるものの、このことをもって上記事情があるということはできない。

もっとも、本件購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。そして、被相続人及び上告人らは、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平

に反するというべきであるから、上記事情があるもの
ということができる。

ウ したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するということはできない。

5 以上によれば、本件各更正処分において、札幌南税務署長が本件相続に係る相続税の課税価格に算入される本件各不動産の価額を本件各鑑定評価額に基づき評価したことは、適法といるべきである。所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 戸倉三郎 裁判官
宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡邊恵理子)

- ◎ 1 法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義
- 2 組織再編成に係る一連の取引の一環として行われた金銭の借入れが法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないとされた事例

件名 法人税更正処分等取消請求事件

最高裁判所令和2年(行ヒ)第303号
令和4年4月21日 第一小法廷判決棄却

上告人 国

被上告人 ユニバーサルミュージック合同会社
原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人館内比佐志ほかの上告受理申立て理由(第6を除く。)について

以下、法人の名称は別表記載の略称により表記する。
 1 被上告人は、平成20年12月期(平成20年10月7日から同年12月31日までの事業年度)及び平成21年12月期(平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度。以下、その後の事業年度も同様に表記する。)から平成24年12月期までの各事業年度(以下「本件各事業年度」という。)に係る法人税の確定申告において、被上告人と同じ企業グループに属するUMI Fからの金銭の借入れ(以下「本件借入れ」という。)に係る支払利息(以下「本件支払利息」という。)の額を損金の額に算入したところ、麻布税務署長は、同族会社等の行為又は計算の否認に関する規定である法人税法132条1項を適用し、上記の損金算入の原因となる行為を否認して被上告人の所得の金額につき本件支払利息の額に相当する金額を加算し、本件各事業年度に係る法人税の各更正処分及び平成20年12月期を除く本件各事業年度に係る過少申告加算税の各賦課決定処分(以下、併せて「本件各処分」という。)をした。

本件は、被上告人が、上告人を相手に、本件各処分(上記各更正処分については申告額を超える部分)の

取消しを求める事案であり、本件借入れが法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるか否かが争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人及びその属する企業グループの概要

ア 被上告人は、平成20年10月7日に設立された音楽に関する事業(以下「音楽事業」という。)を目的とする合同会社であり、フランス法人であるヴィヴェンディが直接的又は間接的に全ての株式又は出資(以下「全持分」という。)を保有する法人から成る企業グループ(以下「本件企業グループ」という。)のうち、音楽事業を担当する部門(以下「本件音楽部門」といい、これを構成する法人を「本件音楽部門法人」と総称する。)に属している。また、被上告人は、法人税法2条3号にいう内国法人であり、平成27年法律第9号による改正前の同条10号にいう同族会社に当たる。

イ 本件企業グループは、音楽事業のほか、テレビ、映画等のメディアに関する事業を行う企業グループである。別表記載の法人(ヴィヴェンディを除く。)は、いずれも本件音楽部門に属していたところ、本件音楽部門法人についての平成20年9月以前の主な資本関係は、第1審判決別紙5のとおりであり、このうち内国法人の資本関係の概要等は、次のとおりであった。

(ア) 本件音楽部門法人である内国法人(以下「日本の関連会社」という。)には、UMKK、UMPKK、MGBKK及びV2Jがあった。

(イ) UMKKは、その全持分をオランダ法人であるUMTCにより保有されており、UMTCは、その全持分をオランダ法人であるポリグラムにより間接的に保有されていた。また、UMPKKは、その全持分をUMKKにより保有されていた。

(ウ) MGBKKは、その全持分をオランダ法人であるMGBBVにより保有されており、MGBBVは、その全持分をポリグラムにより保有されていた。

(エ) V2Jは、その全持分を英国法人であるV2により保有されており、V2は、その全持分をポリグラムにより間接的に保有されていた。

(2) 組織再編成に係る取引

ア 本件企業グループは、平成12年(2000年)以降、本件音楽部門法人の数が増加し、資本関係も複雑化したことから、組織再編成を行ってきたところ、その基本方針は、一つの国に一つの持株会社を設置し、その傘下に事業会社等を所属させ、法人の数を減らすとともに、各国の法人間で資本と負債のバランスを適正にするというものであった。そして、本件企業グル

プは、遅くとも平成20年（2008年）7月23日までに、日本の関連会社について組織再編成等を行うための計画（以下「本件再編成等スキーム」という。）を策定した。

イ 本件企業グループにおいては、次の(ア)～(オ)のとおり、本件再編成等スキームに基づく組織再編成に係る取引（以下「本件組織再編取引」と総称する。）が行われた（特に断らない限り、この項の月日は、平成20年（2008年）のものをいう。）。

(ア) 被上告人の設立と増資

ポリグラムが全持分を保有する英国法人であるCMHは、9月25日、オランダ法人であるCMHLを設立し、CMHLは、10月7日、被上告人を資本金200万円で設立した。そして、被上告人は、同月29日、CMHLから295億円の追加出資（以下「本件追加出資」という。）を受けた。

(イ) 本件借入れ

被上告人は、10月29日、フランス法人であるUMIFとの間で、無担保で866億6132万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結し、同日、UMIFから同額の交付を受けた（本件借入れ）。本件借入れの約定は次のa～dのとおりであり、そのうち利息及び返済期間については、被上告人が多額の利益を生じていたUMKKを吸収合併すること（以下「本件合併」という。）によりその事業を承継することを前提に、予想される利益に基づいて決定された。

a 借入金は、UMKK、MGBKK及びV2J（以下「本件各内国法人」という。）の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される。

b 利息の利率は、平成26年（2014年）10月29日までは年6.8%、その後は年5.9%とする。

c 被上告人は、平成40年（2028年）10月29日に借入金残額及び経過利息等を返済する。

d 被上告人は、平成21年（2009年）10月29日までであれば300億円を限度として借入金を返済することができ、平成26年（2014年）10月29日以降はいつでも借入金の全部の返済をすることができる。

(ウ) 被上告人による本件各内国法人の全発行済株式の取得（買収）

a 被上告人は、10月29日、UMTCからUMKKの全発行済株式を代金1144億1800万円で購入する旨の売買契約を締結し、UMTCに対して同額を支払って上記株式を取得した（以下、この株式の取得を「本件UMKK買収」という。）。

b 被上告人は、10月29日、MGBBVからMGBKの全発行済株式を代金14億6900万円で

購入する旨の売買契約を締結し、MGBBVに対して同額を支払って上記株式を取得した（以下、この株式の取得を「本件MGBK買収」という。）。

c 被上告人は、10月29日、V2からV2Jの全発行済株式を代金2000ポンドで購入する旨の売買契約を締結し、V2に対して同額に相当する32万円を支払って上記株式を取得した（以下、この株式の取得を「本件V2J買収」という。）。

(エ) 被上告人によるUMP GKの設立

被上告人は、11月6日、UMP GKを設立した。

(オ) 被上告人及びUMP GKによる吸収合併

a 被上告人とUMKKは、11月10日、被上告人を存続会社とし、UMKKを消滅会社として吸収合併する旨の契約を締結し、平成21年1月1日に合併の効力が生じた（本件合併）。

b UMP GKとMGBK及びUMP KKは、UMP GKを存続会社とし、MGBK及びUMP KKを消滅会社として吸収合併する旨の契約を締結し、平成21年7月1日に合併の効力が生じた。

ウ 本件組織再編取引の結果、本件音楽部門法人にについての主な資本関係は、第1審判決別紙6のとおりとなったところ、日本の関連会社についての資本関係は、次のとおりとなった。

(ア) ポリグラムがCMHの全持分を保有し、CMHがCMHLの全持分を保有し、CMHLが被上告人の全持分を保有する。

(イ) 被上告人が、UMP GK及びV2Jの全持分を保有する。

(ウ) 従前、本件各内国法人の全持分をそれぞれ保有していたUMTC、MGBBV及びV2は、いずれも、日本の関連会社の株式又は出資を保有しない。

(3) 本件組織再編取引に伴う資金面に関する取引

ア 本件企業グループにおいては、平成20年（2008年）10月29日、次の(ア)～(エ)のとおり、本件追加出資、本件借入れ及び本件各内国法人の買収についての資金面に関する取引（以下「本件財務関連取引」と総称し、これと本件組織再編取引を総称して「本件組織再編取引等」という。）が行われた。

(ア) 本件追加出資の原資（295億円）の調達

ヴィヴェンディは、フランス法人であるUMGTに対して、UMGTは、英國法人であるUMOに対して、順次、1億9995万4332.16ポンドを送金し、UMOは、CMHに対して、これを出資金として送金した。CMHは、ヴィヴェンディとの間で上記金員について両替をして2億4719万2894.25ユーロを得た上で、CMHLに対し、これを出資金として送金した。そして、CMHLは、ヴィヴェンディとの間で上記金員について両替をして295億円を得た上

で、被上告人に対し、これを出資金として送金した（本件追加出資）。

(イ) 本件借入れの原資（866億6132万円）の調達

a ヴィヴェンディは、UMG Tに対して、UMG Tは、UMI Fに対して、順次、4億6555万6980.06ユーロを送金した。UMI Fは、ヴィヴェンディとの間で上記金員について両替をして555億5957万円を得た。

b ヴィヴェンディは、UMG Tに対して、UMG Tは、UMI Fに対して、順次、300億円を送金した。

c ヴィヴェンディは、UMG Tに対して、UMG Tは、UMI Fに対して、順次、923万2026.14ユーロを送金した。UMI Fは、ヴィヴェンディとの間で上記金員について両替をして11億0175万円を得た。

d UMI Fは、被上告人に対して、上記の合計866億6132万円を貸付金として送金した（本件借入れ）。

(ウ) 本件UMKK買収の代金（1144億1800万円）の送金等

a UMT Cは、ヴィヴェンディとの間で、被上告人から支払われた本件UMKK買収の代金について両替をして、9億5875万6494.05ユーロを得た。

b UMT Cは、ポリグラムに対して、貸付金として、ポリグラムは、UMI Fに対して、借入れの返済金として、順次、上記aの金員のうち4億8292万3460.10ユーロを送金した。

c UMT Cは、オランダ法人であるUIMBVに対して、上記aの金員のうち4億7583万3033.95ユーロを貸付金として送金した。

UIMBVは、このうち4億0932万3498.58ユーロをUMI Fに対して、その余の6650万9535.37ユーロをUMG Tに対して、それぞれ借入れの返済金として送金した。

d UMI Fは、UMG Tに対して、上記b及びcのとおり送金を受けた合計8億9224万6958.68ユーロを送金した。

e UMG Tは、ヴィヴェンディに対して、上記c及びdのとおり送金を受けた合計9億5875万6494.05ユーロを送金した。

(エ) 本件MGBK買収の代金（14億6900万円）の送金等

MGB BVは、ヴィヴェンディとの間で、被上告人から支払われた本件MGBK買収の代金について両替をして、1230万9368.19ユーロを得た。

そして、MGB BVは、UIMBVに対して、UIMBVは、UMG Tに対して、UMG Tは、ヴィヴェンディに対して、順次、1230万9368.19ユーロを送金した。

イ 本件財務関連取引による資金量の変動は、ヴィヴェンディが2億7432万円の資金減少、被上告人が2億7400万円の資金増加、UMOが32万円の資金増加（本件V2J買収の代金）であり、他の本件音楽部門法人には、結果的に資金量の変動はなかった。

(4) 本件組織再編取引等の目的等

ア 本件組織再編取引等は、本件再編成等スキームの策定に当たり設定された次の目的（以下「本件各目的」という。）を同時に達成することを企図したものであった。

(ア) 本件音楽部門のオランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達すること

(イ) 日本の関連会社を1社の傘下にまとめること

(ウ) 日本における音楽出版社を合併により1社とすること

(エ) 日本の関連会社が保有する円資本の余剰を解消し、ヴィヴェンディが為替に関するリスクヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること

(オ) 日本の関連会社の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュ・フローに係る為替に関するリスクを軽減すること

(カ) 業務と資本の各系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること及びUMOが保有する資本の余剰を減少させること

(キ) 日本の関連会社を合同会社にすることにより、米国の税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、被上告人を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと

(ク) 当時検討されていた日本における本件音楽部門法人以外の音楽事業会社の買収に備えること

イ(ア) 本件音楽部門は、米国法人であるUMGが直接的又は間接的に全持分を保有する法人から成るところ、本件各内国法人が株式会社であったため、米国の税制上、本件各内国法人についていわゆるチェック・ザ・ボックス規則による構成員課税を選択することができず、これを選択することによるメリットを受けることができなかつたが、本件音楽部門において日本を統括する会社となつた被上告人が合同会社として設立されたことにより、被上告人について上記構成員課税を選択することができるようになった。

(イ) 合同会社は、株式会社との対比において、より機動的な事業運営が可能となるところ、合同会社であ

る被上告人の定款には、被上告人の業務は業務を執行する社員が決定すること及び同社員はCMHLとすることが定められた。

(5) 本件各処分

ア 被上告人は、本件各事業年度につき、次の(ア)～(オ)のとおりの本件支払利息の額を損金の額に算入し、第1審判決別表1、3及び5のとおり法人税の確定申告を行った。なお、平成21年12月期から平成24年12月期までの本件支払利息の額は、益金の額の過半に相当し、これを損金の額に算入すると法人税の額が大幅に減少することとなるものであった。

(ア)	平成20年12月期	10億4763万9069円
(イ)	平成21年12月期	44億1081万6562円
(ウ)	平成22年12月期	39億0648万3229円
(エ)	平成23年12月期	39億0648万3228円
(オ)	平成24年12月期	38億1329万7033円

イ これに対し、麻布税務署長は、上記アの損金算入は被上告人の法人税の負担を不当に減少させる結果となるものであるとして、法人税法132条1項を適用し、その原因となる行為を否認し、被上告人の所得の金額につき本件支払利息の額に相当する金額を加算して、被上告人の本件各事業年度に係る法人税の額を計算し、第1審判決別表1、3及び5のとおり本件各処分をした。

3(1) 法人税法132条1項は、同項各号に掲げる法人である同族会社等においては、その意思決定が少數の株主等の意図により左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたものである。このような同項の趣旨及び内容に鑑みると、同項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である。

(2) 同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであるところ、本件借入れのように、ある企業

グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である。

(3)ア そこで、上記(2)に述べたところを踏まえて、本件借入れがその目的において不合理と評価されるか否かを検討した上で、本件借入れに係るその他の事情を考慮して、本件借入れが経済的合理性を欠くものか否かを判断することとする。

イ(ア) 本件組織再編取引は、本件音楽部門において日本を統括する会社として被上告人を設立するなどの組織再編成を行うものであるところ、国際的な企業グループにとって、地域ごとの拠点を統括する会社を設立することは、当該地域における取引関係の一本化や経理、人事等の間接部門の合理化に資するものであって、一般に合理的な方策であると考えられる。また、被上告人を合同会社として設立することは、被上告人についてチェック・ザ・ボックス規則による構成員課税を選択することを可能にするとともに、より機動的な事業運営を可能にするものであるから、本件音楽部門や本件企業グループ全体にとって有益である。

他方、本件財務関連取引は、全て同日に行われ、ヴィヴェンディ及び本件音楽部門法人の間で出資金、貸付金、借入れの返済金等として送金や両替を重ねるものであり、ヴィヴェンディと被上告人において2億7000万円余の資金変動があったほかは、他の本件音楽部門法人に有意な資金量の変動をもたらさない一方で、被上告人に866億円余の多額の債務を生じさせた上で、これに対応した多額の利息の負担を生じせるものである。しかしながら、本件企業グループは、各国の法人間で資本と負債のバランスを適正にするなどの基本方針の下で組織再編成を行ってきたところ、本件再編成等スキームを策定するに当たって設定された本件各目的の内容等に照らすと、本件財務関連取引を含む本件組織再編取引等には、日本の関連会社の資本関係及びこれに対する事業遂行上の指揮監督関係を整理して法人の数を減らす目的、機動的な事業運営の観点から本件音楽部門において日本を統括する会社を合同

会社とする目的、本件音楽部門のオランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達する目的、日本の関連会社やUMOが保有する資金の余剰を解消し、ヴィヴェンディによる為替に関するリスクヘッジを不要とする目的等があったということができ、本件組織再編取引等は、これらの目的を同時に達成する取引として通常は想定されないものとはいい難い上、本件財務関連取引の実態が存在しなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

(イ) もっとも、本件組織再編取引等には、日本の関連会社の資本構成に負債を導入する目的があったところ、本件合併以後の事業年度である平成21年12月期から平成24年12月期までの本件支払利息の額は、これを損金の額に算入すると法人税の額が大幅に減少することとなるものであったこと等からすれば、上記目的には、多額の利益を生じていたUMKKの事業を承継した被上告人に対して多額の利息債務を負担させることにより、被上告人の税負担の減少をもたらすことが含まれていたといわざるを得ない。

しかしながら、本件組織再編取引等には、税負担の減少以外に、前記(ア)に説示したとおりの目的があり、これらは、本件組織再編取引等を行う合理的な理由となるものと評価することができる。

(ウ) 以上によれば、本件組織再編取引等は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものということができる。

そうすると、本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいってはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない。

ウ 本件借入れに係るその他の事情についてみると、本件借入れは無担保で行われ、被上告人は本件借入れが一因となって最終的に貸借対照表上は債務超過となっていることがうかがわれるなど、本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある。

しかしながら、本件借入れは、本件各内国法人の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される約定の下に行われ、実際に、被上告人は、株式を取得して本件各内国法人を自社の支配下に置いたものであり、借入金額が使途との関係で不適に高額であるなどの事情もうかがわれない。また、本件借入れの約定のうち利息及び返済期間については、被上告人の予想される利益に基づいて決定されており、現に、本件借入れに係る利息の支払が困難になったなどの事情はうかがわれない。

そうすると、上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとまではいい難い。

エ 以上の諸事情を総合的に考慮すれば、本件借入れは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものとはいえない。

したがって、本件借入れは、法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないというべきである。

4 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 堀 徹)

別表

略称	法人の名称（第1審判決の表記による。）
UMI F	ユーエムアイ・ファイナンス・エス・アー・エス
ヴィヴェンディ	ヴィヴェンディ・エス・アー
UMKK	ユニバーサルミュージック株式会社
UMP KK	株式会社ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング
MGB KK	株式会社ユニバーサル・ミュージック・M G B ・パブリッシング
V2J	株式会社ヴィツーレコード・ジャパン
UMTC	ユニバーサル・ミュージック・トレーディング・カンパニー・ビーヴィ
ポリグラム	ポリグラム・ビーヴィ
MGB BV	ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング・エムジービー・ホールディング・ビーヴィ
V2	ヴィツー・ミュージック・グループ・リミテッド
CMH	センテナリー・ミュージック・ホールディングス・リミテッド
CMHL	シーエムエイチエル・ビーヴィ
UMPGK	ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング合同会社
UMGT	ユーベムジー・トレジャリー・エス・アー・エス
UMO	ユーベム・オペレーションズ・リミテッド
UIMBV	ユニバーサル・インターナショナル・ミュージック・ビーヴィ
UMG	ユニバーサル・ミュージック・グループ・インク

刑事

◎ 傷害罪の成立を認めた第1審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 傷害、暴行被告事件

最高裁判所令和2年（あ）第1751号

令和4年4月21日 第一小法廷判決 破棄差戻し

被告人 友弘修司

原審 東京高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、弁護人山下幸夫の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、検察官の所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条1号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

第1 事案の概要

1 被告人は、交際相手Cの双子の男児A及びB（当時7歳）に対する傷害等（Aに対する暴行及び傷害、Bに対する傷害）の各事実で起訴された。

第1審判決は、Aに対する暴行及びBに対する傷害の各事実を認定した上、Aに対する傷害について、要旨、「被告人は、平成28年4月3日午後1時34分頃から同日午後1時41分頃までの間（以下「本件時間帯」という。）に、東京都府中市内の公園（以下「本件公園」という。）において、Aに対し、その頭部に回転性加速度減速度運動を伴う外力を加える暴行（以下「本件暴行」という。）を加え、よって、Aに急性硬膜下血腫等及び重度の認知機能障害等の後遺症を伴う脳実質損傷の傷害を負わせた」旨の犯罪事実を認定し、被告人を懲役3年に処した。

被告人は、第1審判決に対して控訴し、訴訟手続の法令違反、事実誤認、量刑不当を主張した。

原判決は、Aに対する傷害について本件暴行を認定することはできないとして第1審判決を事実誤認を理由に破棄し、被告人に対し、Aに対する暴行及びBに対する傷害の各事実につき懲役1年6月、4年間執行

猶予を言い渡し、Aに対する傷害の事実につき無罪を言い渡した。

2 第1審判決の認定及び記録によれば、本件の事実関係は以下のとおりである。

(1) 被告人とCは、平成27年7月に知り合って交際を始め、本件当時も交際していた。被告人は、保険会社の営業の仕事をする傍らスポーツトレーナーもしていたことから、AとBを陸上クラブに所属させるようCに勧め、同年10月にAとBが陸上クラブに入り、さらに、被告人自身もAとBの陸上活動を厳しく指導していた。

(2) 平成28年4月2日、被告人は、陸上クラブを続けさせるかどうか判断するテストとしてAとBに相撲を取らせるなどし、その結果、Bはやる気が見られるため陸上クラブを続けさせるが、Aはやる気が見られないため翌日に再テストをすることとした。Aは、帰宅後の同日午後3時頃、気持ちが悪いなどと言っておう吐したが、普段よりは少ないものの夕食等を食べ、同日午後8時頃就寝した。

(3) 同月3日午後1時頃、A、B及びCは被告人と合流し、BとCは陸上クラブの会合に行ったが、被告人は再テストをするためAと共に本件公園に向かい、同日午後1時25分頃本件公園に到着した。その後、被告人は、同日午後1時29分頃までは、本件公園近隣の防犯カメラに映る本件公園南側にいたが、その頃本件公園北側に移動した。Aは、同日午後1時34分頃までは本件公園南側におり、公園内を走っている様子であったが、その頃本件公園北側に移動した。

同日午後1時41分頃、被告人は、Cに電話し、「Aなんか変、なんかおかしい、大丈夫かこいつ。」、「すぐ来て。」などと言った。Cがタクシーで本件公園に到着した際、Aは本件公園東側にあるベンチの背もたれに寄りかかり、両手をだらりと垂らしたまま半ばのけぞるように顔を空に向け、身動きもせず腰掛けっていた。被告人は、自らAを抱えてタクシーまで運び、後部座席に座ったCにAを抱かせたが、その際、Aの目は開いていたものの焦点が合わず、声掛けにも反応しなかった。

Cは、そのままタクシーでAを病院に運び、同日午後2時15分頃到着した。その時点でAの意識レベルは最も重篤な状態であり、CT検査等の結果、頭蓋骨を含めた骨折等はなかったが、右急性硬膜下血腫、脳浮腫と診断され、血腫量は多く、脳腫脹も強くて脳幹を圧迫している極めて重篤な状態で、緊急手術が必要とされた。同日午後2時44分過ぎ頃、執刀医が、手術前に、被告人とCに対し、Aに硬膜下血腫があり命にかかる重症であることを説明した上で、発症時の状況を聴取したところ、被告人は、「Aと公園で遊ん

でいて、気付くと滑り台の横でうずくまっており、呼びかけても返事がなかったので病院へ運んだ」旨の虚偽の事実を述べた。

緊急手術やその際の検査により、Aに硬膜下血腫があり、比較的太い架橋静脈（以下「本件架橋静脈」という。）が破断していたこと、内因性の異常により脳内出血が発生したり症状が増悪したりしたものではないことが認められた。

第2 第1審判決及び原判決の要旨

1 第1審判決は、要旨、以下のとおり判示して、本件暴行を認定した。

(1) 関係証拠によれば、本件時間帯に本件公園内においてAの頭部に回転性加速度減速度運動が加わり、本件架橋静脈が破断して急性硬膜下血腫が生じたことが認められる。

(2) Aの傷害に関するD医師の意見（Aの年齢を考えると、乳幼児を抱えて強く揺さぶる程度のみで硬膜下血腫が生じたとは考えにくい。高所転落や転倒とを考えると、頭部に明らかな外傷や頭皮の汚れが認められないことは不自然である。柔道の投げ技等に起因するとしても矛盾がなく、頭部への直接打撲に起因する可能性もある。）や、E医師の意見（内因性疾患がない場合、7歳程度の児童が自らの過失による転倒程度でAのような重篤な硬膜下血腫を生じる症例はない。）などからすると、Aが自ら転倒するなどした際に本件架橋静脈が破断したとは考えられない。

F医師は、いわゆる中村I型（つまり立ちが始まつたばかりの乳幼児が後方に転倒して後頭部を打ち、架橋静脈等が破断するというもの）と同様の機序により、Aがベンチの背もたれから跳び下りて背中から頭を地面に打った場合などの比較的の低位から後方転倒した場合でも本件架橋静脈の破断は生じ得るし、実際に五、六歳の児童についてそのような機序で架橋静脈が破断した症例を何件か経験している旨の意見を述べるが、本件は、典型的な中村I型とは異なる類型であり、F医師が述べる症例は、受傷機序の特定方法も含めて本件と比較できるほどの具体性はないことなどからすると、上記認定に合理的な疑いを生じさせるものではない。

また、弁護人は、Aが、本件前日にBと相撲を取った際に頭部を地面に打ち付けたことなどにより、本件当日、硬膜下血腫を生じやすい状況にあり、軽微な転倒等によって本件架橋静脈が破断した可能性がある旨主張するが、G医師及びF医師は、そのような機序でAの傷害が生じた可能性を裏付ける医学的知見を述べていないから、抽象的な可能性にとどまる。

以上によれば、Aの頭部にA以外の者の行為による強い回転性加速度減速度運動が加わり本件架橋静脈が

破断したものと認められる。

(3) そして、Aが受傷した当時の状況や、被告人が第三者による有形力の行使の可能性について供述していないことからすると、被告人がAに有形力を行使したものと認められる。

(4) 被告人は、Aが頭部に強い外力が加わったことにより意識を失っている可能性が高いことを認識しながら、救急車を呼ばず、Cに対しても、その外力の原因について告げていない。しかも、被告人は、本件当日の緊急手術前に、医師からAの命にかかる状態であると説明され、受傷状況を尋ねられた際に、「気付くと滑り台の横でうずくまっていた」などと虚偽の事実を述べている。

このような言動は、被告人が、自己の行為によりAが受傷したことを隠蔽したものとしか考えられず、被告人が暴行の故意によりAの頭部に外力を加えたことを強く推認させる。

また、本件公園内における被告人とAの行動等も併せ考えれば、被告人の過失行為により、Aの頭部に相応に強い回転性加速度減速度運動をもたらす有形力が行使されることを通常想定し難い。

(5) 被告人は、Aの受傷状況について、公判で、「Aが、ベンチの背もたれの上に立って、前方に立ち幅跳びをした際、仰向けに背中から後頭部にかけて地面にぶつかった」旨供述する。

しかし、ベンチの背もたれに立ったAが前方へ跳び、地面に着地したとすれば、まず足が地面に着くはずであり、空中で回転して仰向けになり、背中から地面に落ちるとは考えられず、体育科学の研究者も、「高い所から跳んだ場合、足が着けば前につんのめることはあっても、体が後ろに行くということはない」旨供述している。仮に、被告人が供述する態様でAが後頭部を地面にぶつけたとすれば、まず、足や背中が地面に着いた後、後頭部をぶつけたことになるから、本件架橋静脈が破断するような強い回転性加速度減速度運動が加わるとは考え難い。

そうすると、被告人の供述するAの受傷状況は不合理である。

また、被告人は、本件当日、Aの緊急手術前に、医師に対し、Aの受傷状況について虚偽を述べ、約1年後の平成29年3月の警察官取調べ以降は、上記公判供述と同旨の供述をしているが、その理由等に関する被告人の供述も信用できない。

(6) 以上によれば、本件暴行が認められる。

2 原判決は、要旨、以下のとおり判示して、本件暴行を認定することはできないから、第1審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした。

(1) 本件時間帯に本件公園内においてAの頭部に一定の力が加わって本件架橋静脈が破断し、硬膜下血腫が生じたとする第1審判決の判断は、是認できる。

(2) しかし、第1審判決が、Aの傷害に関する医師の意見から、A以外の者の行為によりAの頭部に強い回転性加速度減速度運動が加わったと認定した点は、次のとおり疑問が残る。

E医師の意見や、G医師の意見（Aの頭部にかなり強い回転性加速度減速度運動が加わった。肩を持って揺さぶりを繰り返したり、振り回してどこかにぶつけたり、投げ技や足払いでの頭部を強く回転させて打ち付けたり、着地前に頭部を持って引き戻したりするなど、回転力が相当強くないとAの傷害はもたらされない。）など、第1審判決の上記判断には一定の根拠がある。

しかし、F医師の意見は、経験豊富な専門家が本件に即して証言する際に、Aに近い年齢の児童が後ろ向きに転倒して後頭部を打ち、中村I型と同様の機序により架橋静脈が破断する例が複数ある、中村I型については頭蓋骨と脳実質との隙間が大きい児童が多いところ、Aも7歳にしてはその隙間が大きいなどと指摘するものであって、Aの受傷がA以外の者の行為によるという認定に合理的な疑いを生じさせる。

また、F医師は、本件前日にAがBと相撲を取った際に頭部を地面に打ち付け、その後おう吐したことについて、架橋静脈の破断等を起こす前の打撲で何らかの症状（警告兆候）があった場合、その後に比較的軽微な外傷でも硬膜下血腫を起こす症例がある旨述べており、G医師も、何らかの原因で架橋静脈が破断しやすい状態になっていたところへ、健全な状態であれば破断が生じない程度の運動が加わったという場合でも架橋静脈の破断が生じ得ることを否定する趣旨の供述はしていない。したがって、本件時間帯より前に、本件架橋静脈が弱い力でも破断する状態になっていた可能性がある。

これらによれば、Aの頭部にある程度の強さの運動が加わったことは認められるが、その強さの程度は幅があり得るから、A以外の者による強い力が加わらないとAの傷害が生じないとは断定できない。

したがって、本件時間帯に、被告人によるもの以外には考えられない強い回転性加速度減速度運動がAの頭部に加わり、故意も推認されるとする第1審判決の認定は、その前提を欠く。

(3) Aの受傷状況に関する被告人の第1審公判供述は、体育科学の研究者の供述も踏まえると不自然であり、本件当日に医師に対して異なる説明をしていたことからも、信用し難いが、被告人の供述が信用できないという理由だけで、本件暴行を認定することはできない。また、被告人が医師に対して虚偽の供述をした

ことをもって本件暴行を認定することもできない。

第3 当裁判所の判断

1 本件時間帯に本件公園内においてAの頭部に外力が加わって本件架橋静脈が破断した旨の第1審判決を是認した原判断に不合理なところはなく、これを是認することができる。

2 本件では、上記のように限られた時間・場所で被告人と一緒にいたAに加わった外力の原因が本件暴行であると認定できるか否かが問題となるところ、第1審判決は、Aの傷害に関する医師の意見（以下「医師の意見」という。）のみからAの頭部にA以外の者の行為による強い外力が加わった事実を認定し、この事実に加えてAが受傷した当時の状況（以下「当時の状況」という。）やAの受傷状況に関する被告人の言動（以下「被告人の言動」という。）を考慮して、本件暴行を認定している。

これに対し、原判決は、医師の意見からは第1審判決が本件暴行の認定の根拠としたAの頭部にA以外の者の行為による強い外力が加わった事実を認定することはできないから第1審判決の認定は前提を欠くとした上で、Aの受傷状況に関する被告人の供述が信用できないからといって本件暴行を認定することはできないとしている。

3 原判示のとおり、F医師の意見は、本件に即してA自身の行為による受傷の具体的可能性を指摘するものといえる。一方、A自身の行為による受傷の可能性に否定的なE医師及びD医師の各意見は、いずれも相当数の症例に基づくものと考えられるが、警察官作成の意見聴取結果報告書に記載されたものであって、根拠となる症例の概数や概要すら不明であり、また、検察官が立証の柱としているG医師の意見は、断定的な意見の根拠に関する説得的な説明が不足していることなどに照らせば、これらの医師の意見をもって、F医師が指摘する上記可能性を排斥し得る立証がされているとはいえない難い。

また、本件前日、AはBと相撲を取った際に地面に頭を打ち付け、その後おう吐しているところ、F医師が、架橋静脈の破断等を起こす前の打撲で何らかの症状が生じた場合、その後に比較的軽微な外傷でも急性硬膜下血腫を起こした症例がある旨述べており、この意見を否定する他の医師の意見は証拠上存しない。そうすると、本件受傷時において本件架橋静脈が健常時より弱い外力によって破断し得る状態になっていた可能性を裏付ける医学的知見がないとした第1審判決は不合理であるとして、その可能性を認めた原判断も、是認することができる。

以上によれば、医師の意見のみからA自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することはできず、同

旨の原判決は、医師の意見のみからその可能性を否定した第1審判決の判断が不合理であることを具体的に示したものといえる。

4 しかしながら、原判決が、Aの頭部にA以外の者の行為による強い外力が加わった事実を認定することはできないから第1審判決の認定は前提を欠くとしたほかは、Aの受傷状況に関する被告人の供述が信用できないからといって本件暴行を認定することはできない旨を説示しただけで、本件暴行を認定した第1審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした点は、是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

5 本件では、検察官が主張するように、医師の意見から認められる外力の態様に加え、当時の状況、被告人の言動を総合して、本件暴行を認定することができるか、言い換えれば、A自身の行為等の本件暴行以外の原因による受傷の具体的可能性を否定することができるかを検討しなければ、これらの間接事実から本件暴行を認定した第1審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるか否かを判断することはできない。

そこで検討すると、上記のとおり、医師の意見からA自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することはできないが、医師の意見からその可能性がどの程度認められるかは、重要な事情である。

また、当時の状況は、被告人から厳しい陸上活動の指導を受けていたAが、陸上クラブを続けるかどうかを判断するテストとして本件公園内を走っていた際に被告人の近くに行き、その後受傷したというものであるところ、このような状況のAが自身の行為により受傷した具体的可能性を検討する必要がある。

さらに、被告人は、Cに対して、Aの受傷直後や病院において説明する機会がありながら、A自身の行為により受傷した旨の説明をせず、他方で、医師に対して、自分の知らないうちに受傷していた旨の虚偽を述べている。その後、被告人は、A自身の行為により受傷した状況を具体的に供述しているが、第1審判決及び原判決は、いずれもその内容は事実と異なると判断しており、この判断は不合理なものではない。これらの被告人の言動に照らして、A自身の行為による受傷の具体的可能性を検討する必要もある。

その上で、これらを総合した場合にA自身の行為による受傷の具体的可能性を否定することができるか否かについて判断する必要があるところ、原判決は、上記の必要な検討を経た判断を示しているものと評価することはできない。

6 以上の検討によれば、本件暴行を認定した第1審判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認

があるとした原判決は、事実誤認の審査に当たり必要な検討を尽くして第1審判決の事実認定が論理則・経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものと評価することはできず（最高裁平成23年（あ）第757号同24年2月13日第一小法廷判決・刑集66巻4号482頁参照）、刑訴法382条の解釈適用を誤ったものというべきであり、この違法は判決に影響を及ぼすものであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。なお、Aに対する傷害の事実は、原判決が有罪としたAに対する暴行及びBに対する傷害の各事実と併合罪の関係にあるとして起訴されたものであるから、上記違法は、原判決の全部に影響を及ぼすものである。

よって、刑訴法411条1号により原判決を破棄し、同法413条本文に従い、本件を東京高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官古賀栄美 公判出席

（裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介）

最高裁判所判例要旨

民事

- あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律19条1項と憲法2条1項

|| 令和3年(行ツ)第73号
令4・2・7二小判棄却
民集76巻2号本誌1785号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律19条1項は、憲法22条1項に違反しない。(意見がある。)

- 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号)2条、5条~10条と憲法21条1項

|| 令和3年(行ツ)第54号
令4・2・15三小判棄却
民集76巻2号本誌1785号

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号)2条、5条~10条は、憲法21条1項に違反しない。

刑事

- いわゆるキャッシュカードすり替え型の窃盗罪につき実行の着手があるとされた事例

|| 令和2年(あ)第1087号
令4・2・14三小決棄却
刑集76巻2号本誌1786号

被害者に電話をかけキャッシュカードを封筒に入れて保管することが必要でありこれから訪れる者が作業を行う旨信じさせ、被害者宅を訪れる被告人が封筒に割り印をするための印鑑を被害者に取りに行かせた隙にキャッシュカード入りの封筒と偽封筒とをすり替えてキャッシュカードを窃取するという犯行計画に基づいて、すり替えの隙を生じさせる前提となり、被告人が被害者宅を訪問し虚偽の指示等を行うことに直接つながるとともに、被害者に被告人の指示等に疑問を抱かせることなくすり替えの隙を生じさせる状況を作り出すようなうそが述べられ、被告人が被害者宅付近路上まで赴いたなどの本件事実関係(判文参照)の下に

においては、被告人が被害者に対してキャッシュカード入りの封筒から注意をそらすための行為をしていないとしても、当該うそが述べられ被告人が被害者宅付近路上まで赴いた時点では、窃盗罪の実行の着手が既にあったと認められる。

- 金融商品取引法167条1項6号にいう「その者の職務に関し知ったとき」に当たるとされた事例

|| 令和3年(あ)第96号
令4・2・25三小決棄却
刑集76巻2号本誌1786号

公開買付けを担当する部署に所属する証券会社の従業者が、同部署に所属する他の従業者が同社と公開買付者との契約の締結に関し知った公開買付けの実施に関する事実について、同部署の共有フォルダ内の一覧表に社名が特定されないように記入された情報と、同部署の担当業務に関する当該他の従業者の不注意による発言を組み合わせることにより、公開買付者の社名及び公開買付者の業務執行を決定する機関がその上場子会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をしたことまで知った上、公開買付者の有価証券報告書を閲覧して上記子会社を特定し、上記事実を知るに至ったという本件事実関係の下では、自らの調査により上記子会社を特定したとしても、上記事実を知ったことは金融商品取引法167条1項6号にいう「その者の職務に関し知ったとき」に当たる。

記事

◎令和4年春の勲章受章者

別紙「令和4年春の勲章受章者名簿」のとおり

◎令和4年春の藍綬褒章受章者

別紙「令和4年春の藍綬褒章受章者名簿」のとおり

◎人事異動

さいたま家庭裁判所長

名古屋高等裁判所判事

鹿野伸二

名古屋高等裁判所判事

青森地方・家庭裁判所長

田邊三保子

青森地方・家庭裁判所長

盛岡地方・家庭裁判所判事

加藤 亮

盛岡地方・家庭裁判所判事

仙台高等裁判所判事

中島真一郎

依願退官

さいたま家庭裁判所長

生野考司

(以上4月19日)

定年退官

名古屋高等裁判所長官

白井幸夫

(4月24日)

名古屋高等裁判所長官

横浜地方裁判所長

団藤丈士

横浜地方裁判所長

東京高等裁判所判事

足立 哲

東京高等裁判所判事

千葉家庭裁判所長

矢尾和子

千葉家庭裁判所長

長野地方・家庭裁判所長

岸 日出夫

長野地方・家庭裁判所長

名古屋高等裁判所判事

萩本 修

名古屋高等裁判所判事

札幌高等裁判所判事

長谷川恭弘

札幌高等裁判所判事

函館地方・家庭裁判所長

佐久間健吉

函館地方・家庭裁判所長

東京地方裁判所判事

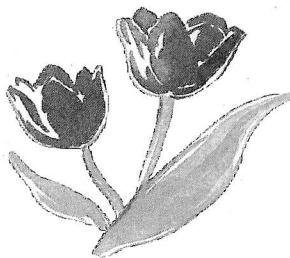
三木素子

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

新谷祐子

(以上4月25日)



第八条 前三条の規定は、所在等不明共有人の持分の取得の裁判に係る非訟事件及び所在等不明共有人の持分を譲渡する権限の付与の裁判に係る非訟事件の手続について準用する。この場合において、第五条第一項第二号中「共有物又は民法第二百六十七条までにおいて単に「共有物」という。」とあるのは「不動産」と、第五条第二項第二号中「共有物」とあるのは「不動産」と、第六条中「申立てに係る共有物が不動産又は不動産に関する所有権以外の財産権である場合には、前条第一項」とあるのは「第八条において読み替えて準用する前条第一項」と、前条第二号中「共有物」とあるのは「不動産」と、同条第三号中「当該他の共有者等」とあるのは「所在等不明共有人」と読み替えるものとする。

第三章 土地等の管理に関する非訟事件

(申立書の記載事項)

第九条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事實を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地若しくは共有持分若しくは所有者不明土地管

理命令の対象とされた土地若しくは共有持分又は所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分若しくは所有者不明建物管理命令の対象とされた建物若しくは共有持分の表示

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、

次に掲げる事項を記載するものとする。

一 代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

項証明書を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の手続に関し、前項に規定する書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

（手続の進行に資する書類の提出）

第十一條 所有者不明土地管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の手続に関し、前項に規定する書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これを記載することを要しない。

一 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し（当該地図又は地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

二 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

三 申立人が所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地の現況の調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

四 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地について登記がされていないときは、当該土地についての不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号に規定する土地所

在図及び同条第三号に規定する地積測量図

2 前項（第一号を除く。）の規定は、所有者不明建物管理命令の申立人について準用する。この場合において、同項第二号から第四号までの規定中

「所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地」とあるのは、「所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物」とあるのは、「所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令の対象とされた建物）」の登記事項には、同項に規定する事項のほか、

物管理命令が申し立てられる場合にあつては、共同物である建物」と、同号中「当該土地」とあるのは「当該建物」と、「第二条第二号に規定する各階平面図」と読み替えるものとする。

(公告すべき事項)

第十二条 非訟事件手続法第九十条第一項（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定による公告には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所
- 二 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地若しくは共有持分又は所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分の表示
- 三 前号に規定する土地又は建物の所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所

(裁判による登記の嘱託)

第十三条 非訟事件手続法第九十条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。

(資格証明書の交付等)

第十四条 裁判所書記官は、所有者不明土地管理人又は所有者不明建物管理人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

2 裁判所書記官は、所有者不明土地管理人又は所有者不明建物管理人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該所有者不明土地管理人又は所有者不明建物管理人が所有者不明土地管理命令の対象とされた土

地若しくは共有持分又は所有者不明建物管理命令の対象とされた建物若しくは共有持分についての権利に関する登記を申請するため登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該所有者不明土地管理人又は所有者不明建物管理人に係る前項の書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

(民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件の手続への準用)

第十五条 第九条から第十一条まで及び前条の規定は、民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地若しくは共有持分若しくは所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分又は所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分若しくは所有者不明土地管理命令の対象とされた土地若しくは所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地若しくは共有持分又は所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分若しくは所有者不明建物管理命令の対象とされた建物若しくは共有持分」とあるのは「管理不全建物管理命令」と、同条第二項中「所有者不明建物管理命令」と、「所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が申し立てられる場合にあつては、共有物である建物）」とあるのは「管理不全土地管理命令」と、「所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物」と、第十四条中「所有者不明土地管理人」とあるのは「管理不全土地管理命令」と、「所有者不明建物管理人」と、「所有者不明建物管理人」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地若しくは共有持分」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地」と、同条第二項中「所有者不明土地管理命令の対象とされた土地若しくは共有持分」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地」と、「所有者不明建物管理命令の対象とされた建物」と、「所有者不明建物管理命令の対象とされた建物若しくは共有持分」とあるのは「管理不全建物管理命令の対象とされた建物」と読み替えるものとする。

第十六条 第九条、第十条、第十一項（第四号を除く。）及び第十三条の規定は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の規定による非訟事件の手続について準用する。

て所有者不明建物管理命令が申し立てられる場合にあつては、共有物である建物）若しくは所有者は「管理不全土地管理命令の対象とされた建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である建物）」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象となるべき土地又は管理不全建物管理命令の対象となるべき建物若しくは管理不全建物管理命令の対象となるべき建物」と、第十四条中「所有者不明土地管理人」とあるのは「管理不全土地管理命令」と、「所有者不明建物管理人」と、「所有者不明建物管理人」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地若しくは共有持分」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地」と、「所有者不明建物管理命令の対象とされた土地若しくは共有持分」とあるのは「管理不全土地管理命令の対象とされた土地」と、「所有者不明建物管理命令の対象とされた建物」と、「所有者不明建物管理命令の対象とされた建物若しくは共有持分」とあるのは「管理不全建物管理命令の対象とされた建物」と読み替えるものとする。

この場合において、第九条第一項第二号中「所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地若しくは共有持分若しくは所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分若しくは所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物若しくは共有持分」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地」と、同条第二項第二号中「土地又は建物の所有者又は共有持分を有する者」とあるのは「土地の所有者」と、第十条第一項中「所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が申し立てられる場合にあつては、共有物である土地。次条第一項において同じ。）若しくは所有者不明土地管理命令の対象となるべき建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が申し立てられる場合にあつては、所有者不明建物管理命令の対象となるべき建物）」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地」と読み替えるものとする。

（施行期日）
附則

1 この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
(会社非訟事件等手続規則の一部改正)

2 会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。
第四十四条の一を削る。

（家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則について）

家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則（令和四年最高裁判所規則第十四号）が、令和四年五月十三日に公布されました。

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行に伴い、家事事件の手続等に關し必要な事項を定めることなどを内容とするものです。

なお、この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行されます。
(規則の条文は、文書管理システムにより配信済み。)

◎家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則

（令和四年五月一三日公布 最高裁判所規則第一四号）

新旧対照条文別添のとおり

◎家事事件手続規則及び民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）
附則

1 この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

2 （家事事件手続規則の一部改正に伴う経過措置）
この規則の施行前に改正法第一条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告及び相続人の捜索の公告に掲げる事項については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
この規則の施行前にされた改正法第四条の規定による改正前の家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百一条第十項において準用する同法第二百二十五条第七項の規定による处分の取消しの申立てに関する書類の作成及び提出の費用の額については、第二条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する規則別表第二の五の項との規定にかかわらず、なお従前の例による。

首席家庭裁判所調査官・次席家庭裁判所調査官

令和4年5月1日現在

裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官
東京家庭	首席 西川裕巳 次席 白崎彰悟 〃 齋藤友由樹 〃 古館明己 〃 重松貴子	大阪家庭	首席 原田宜子 次席 中儀香織 〃 亀井博之 〃 扇一雄	広島家庭	首席 梅澤美紀 次席 前田勉 〃 高原正好 〃 佐藤努	仙台家庭	首席 小澤久美子 次席 古屋友紀子 〃 財前初美 〃 平塚恵
横浜家庭	首席 木村直樹 次席 大淵さゆり 平田輝美	京都家庭	首席 中島栄治 次席 加藤光久 中城正義	岡山家庭	首席 竹永吉田 次席 賢二郎 〃 近藤隆夫	山形家庭	首席 安原香里 次席 中里茂潤
さいたま家庭	首席 山崎明郎 次席 土屋奈緒美 石川達也	神戸家庭	首席 松井靖文 次席 小川元 橋本恭子	鳥取家庭	首席 川村隆 次席 田島朋子 椎野茂雄	盛岡家庭	首席 安積田島祐亮 次席 坂本利恵子 土屋顕誠
千葉家庭	首席 大槻眞人 次席 田中寛樹	奈良家庭	首席 柏原啓志 次席 松本八千代	松江家庭	首席 水野幸枝 次席 佐藤彩	秋田家庭	首席 小野富晴 次席 松山原田紀子
水戸家庭	首席 小澤真嗣 次席 中儀昌宏 和田英樹	大津家庭	首席 星野明彦 次席 川村尚美	福岡家庭	首席 及川裕康 次席 佐々木昭広	札幌家庭	首席 千村隆 次席 越後範子
宇都宮家庭	首席 田中一男 次席 宮崎紀子	名古屋家庭	首席 高橋直人 次席 永井政樹	佐賀家庭	首席 高山勉 次席 後藤伸一郎	函館家庭	首席 武彦真和人
前橋家庭	首席 八島佳子 次席 立岡敏史	津家庭	首席 石倉慎太郎 次席 倉崎俊和	長崎家庭	首席 佐藤美貴 次席 松井由紀子	旭川家庭	首席 佐谷河西滋雅浩
静岡家庭	首席 武田一幸 次席 植野肇	岐阜家庭	首席 浦川忠久 次席 仲穂治	大分家庭	首席 高木美佐緒 次席 堤久世	高松家庭	首席 小野理恵子
甲府家庭	首席 粉川聰子 次席 佐藤和英	福井家庭	首席 大野恵美 次席 本多洋史	熊本家庭	首席 高木章雄 次席 佐々木律子	島家庭	猪股正光
長野家庭	首席 千葉潔 次席 佐藤大矢	金沢家庭	首席 仁瓶正人 次席 山本吉克	鹿児島家庭	首席 吉田浩美 次席 浅原健	高知家庭	後藤花絵
新潟家庭	首席 宮崎聰 次席 本間智樹	富山家庭	首席 大下幸満 次席 財前琢郎	宮崎家庭	首席 山本哲 次席 前川弘行	松山家庭	村上千葉森福島森川日野永服部
	〃 酒井佳子		〃 横島健一郎	那覇家庭	首席 有留茂巳 次席 鎌田耕一		小野理恵子
					〃 向松民子		猪股正光
							花絵
							村上千葉森福島森川日野永服部

首席書記官・次席書記官

令和4年5月1日現在

裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官
最高	大法廷 佐藤信哉 一二三小廷 寺尾英明 長井建治 浅井康竜也	簡易	次席 水口輝昭 〃 年席 米滿優子 〃 少次 高橋聰 〃 (兼)米滿優子	家庭	家庭	前橋地方	民事事務官
東京高等	民事 關澤直人 〃 井上由里 〃 横川淳子 〃 (兼)澤井和也	横浜地方	民事 事席 橋本砂川 〃 刑次 坪田安川 〃 刑次 (兼)大沼禎明 民事 事席 (兼)安川禎明 〃 刑次 事席 (兼)英記	千葉地方	民事事務官	民事事務官	青木脇高草大樋綱萩原上島
知的財産高等	民事 中園敬大 〃 御厨(兼)澤井和也	家庭	民事 事席 小原寺澤 〃 刑次 菊地白島 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 村松櫻竹 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 山中櫻井 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 黒北川島	水戸地方	民事事務官	民事事務官	宮高草大樋綱萩原上島
東京地方	民事 中村陽史 〃 鹿野直人 〃 渡辺一弥 〃 小林中泰典 〃 渡辺浩順 〃 大武佐藤順 〃 佐藤佳恵 〃 花岡愛	家庭	民事 事席 村松櫻竹 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 山中櫻井 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 黒北川島	宇都宮地方	民事事務官	民事事務官	高瀬大樋綱萩原上島
家庭	民事 菊地明弘 〃 塚原幹也 〃 廣岡美江 〃 廣岡正幸 民事 事席 井手本慎一	さいたま地方	民事 事席 宮澤大熊 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 櫻井博 〃 刑次 (兼)大島忠徳 民事 事席 黒北川島	家庭	民事事務官	民事事務官	美喜和裕大樋綱萩原上島

首席書記官・次席書記官								令和4年5月1日現在	
裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官
大阪高等 大阪地方	民事 増田 幸紀	家庭	民事 増田 幸紀	家庭	民事 下道 横嶽	秋田地方	民事 事務官 菅原	民事 事務官 菅原	研二吉行洋学
	次席 草部 康司	次席 村田 泰志	次席 杉光 治	次席 青森 地方	次席 (兼)二宮 啓	民事 刑事 事務官 小坂	民事 刑事 事務官 小坂	民事 刑事 事務官 小坂	洋学
	刑事 宮本 光浩	刑事 荒川 正光	刑事 泉 秀樹	家庭	刑事 堀 士郎	民事 刑事 事務官 庄子	民事 刑事 事務官 庄子	民事 刑事 事務官 庄子	聖知健彦哲也
	(兼)和田健司	(兼)和田健司	(兼)和田健司	家庭	刑事 川崎 健治	民事 刑事 事務官 金澤	民事 刑事 事務官 金澤	民事 刑事 事務官 金澤	邊赤間後藤
	民事 栗山 和昭	民事 海住 孝幸	民事 宮ノ原 弘	家庭	民事 宮ノ原 弘	民事 刑事 事務官 渡苗	民事 刑事 事務官 渡苗	民事 刑事 事務官 渡苗	研二吉行洋学
	次席 岩本 照章	次席 後藤 照幸	次席 福田 興児	家庭	民事 福田 興児	民事 刑事 事務官 渡赤間	民事 刑事 事務官 渡赤間	民事 刑事 事務官 渡赤間	聖知健彦哲也
	(兼)和田健司	(兼)和田健司	(兼)和田健司	家庭	民事 畠山 健治	民事 刑事 事務官 後藤	民事 刑事 事務官 後藤	民事 刑事 事務官 後藤	邊赤間後藤
	民事 吉田 隆樹	民事 武藤 和夫	民事 谷口 弘城	家庭	民事 谷内 秀幸	民事 刑事 事務官 弘喜	民事 刑事 事務官 弘喜	民事 刑事 事務官 弘喜	弘喜
	次席 小山 享子	次席 德田 淳二	次席 德田 淳二	家庭	民事 佐賀 亨健	民事 刑事 事務官 隆壽	民事 刑事 事務官 隆壽	民事 刑事 事務官 隆壽	隆壽
	和田 弘樹	古田 亨健	古田 亨健	家庭	民事 長崎 健二	民事 刑事 事務官 雄治	民事 刑事 事務官 雄治	民事 刑事 事務官 雄治	雄治
家庭	玉田 裕昭	伊東 豊吉	伊東 豊吉	家庭	民事 筑紫 喬一	民事 刑事 事務官 法文	民事 刑事 事務官 法文	民事 刑事 事務官 法文	法文
	福岡 佳織	川端 利彦	川端 利彦	家庭	民事 大分 品弘	民事 刑事 事務官 一洋	民事 刑事 事務官 一洋	民事 刑事 事務官 一洋	一洋
	井上 浩	井上 浩	井上 浩	家庭	民事 熊本 品弘	民事 刑事 事務官 富澤めぐみ	民事 刑事 事務官 富澤めぐみ	民事 刑事 事務官 富澤めぐみ	富澤めぐみ
	川村 美佐子	川上 雅之	川上 雅之	家庭	民事 熊本 一章	民事 刑事 事務官 (兼)山本 清史	民事 刑事 事務官 (兼)山本 清史	民事 刑事 事務官 (兼)山本 清史	(兼)山本 清史
	大本 善久	大本 砂川	大本 砂川	家庭	民事 熊本 研一	民事 刑事 事務官 芳孝	民事 刑事 事務官 芳孝	民事 刑事 事務官 芳孝	芳孝
	砂川 朋子	砂川 朋子	砂川 朋子	家庭	民事 熊本 長義	民事 刑事 事務官 茂樹	民事 刑事 事務官 茂樹	民事 刑事 事務官 茂樹	茂樹
	荒木 健二	荒木 健二	荒木 健二	家庭	民事 熊本 開	民事 刑事 事務官 (兼)山本 直希	民事 刑事 事務官 (兼)山本 直希	民事 刑事 事務官 (兼)山本 直希	(兼)山本 直希
	本田 智明	本田 智明	本田 智明	家庭	民事 熊本 嶋尼	民事 刑事 事務官 育祥代	民事 刑事 事務官 育祥代	民事 刑事 事務官 育祥代	育祥代
	疋田 隆一	疋田 隆一	疋田 隆一	家庭	民事 熊本 開	民事 刑事 事務官 享三代	民事 刑事 事務官 享三代	民事 刑事 事務官 享三代	享三代
	吉田 義典	吉田 義典	吉田 義典	家庭	民事 熊本 開	民事 刑事 事務官 清史直	民事 刑事 事務官 清史直	民事 刑事 事務官 清史直	清史直
京都 簡易	吉田 熊彦	吉田 熊彦	吉田 熊彦	家庭	民事 熊本 明彦	民事 刑事 事務官 博之	民事 刑事 事務官 博之	民事 刑事 事務官 博之	博之
	秀明	秀明	秀明	家庭	民事 熊本 克典	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	泰彦	泰彦	泰彦	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	昌紀	昌紀	昌紀	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	浩	浩	浩	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	万里川 敦子	万里川 敦子	万里川 敦子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	石居 友紀	石居 友紀	石居 友紀	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	檜垣 信寿	檜垣 信寿	檜垣 信寿	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	荒谷 智一	荒谷 智一	荒谷 智一	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	大串 幸男	大串 幸男	大串 幸男	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
神戸地方	田和 大介	田和 大介	田和 大介	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	加瀬 大介	加瀬 大介	加瀬 大介	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	荒木 由美子	荒木 由美子	荒木 由美子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	木村 祐司	木村 祐司	木村 祐司	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	佐藤 一徹	佐藤 一徹	佐藤 一徹	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	藤澤 和行	藤澤 和行	藤澤 和行	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	加藤 由佳子	加藤 由佳子	加藤 由佳子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	熊野 剛	熊野 剛	熊野 剛	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	橋本 悅次	橋本 悅次	橋本 悅次	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	西村 徹也	西村 徹也	西村 徹也	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
奈良地方	辻 循	辻 循	辻 循	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	小西 圭彦	小西 圭彦	小西 圭彦	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	室谷 嘉彦	室谷 嘉彦	室谷 嘉彦	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	山本 正道	山本 正道	山本 正道	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	野中 由規	野中 由規	野中 由規	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	松木 慎治	松木 慎治	松木 慎治	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	小野 山隆司	小野 山隆司	小野 山隆司	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	松木 勝也	松木 勝也	松木 勝也	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	桑田 芳男	桑田 芳男	桑田 芳男	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	(兼)永井年典	(兼)永井年典	(兼)永井年典	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
名古屋高等 名古屋地方	井藤 正勝	井藤 正勝	井藤 正勝	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	柘植 泰人	柘植 泰人	柘植 泰人	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 橋本 優夫	刑事 橋本 優夫	刑事 橋本 優夫	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 中村多佳子	刑事 中村多佳子	刑事 中村多佳子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	原田 明	原田 明	原田 明	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	柴田 こずえ	柴田 こずえ	柴田 こずえ	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	朱宮 陽一	朱宮 陽一	朱宮 陽一	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 神谷 秀行	刑事 神谷 秀行	刑事 神谷 秀行	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
高松高等 高松地方	今堀 孝典	今堀 孝典	今堀 孝典	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 飯田 雄平	刑事 飯田 雄平	刑事 飯田 雄平	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 今堀 孝典	刑事 今堀 孝典	刑事 今堀 孝典	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	(兼)沖本聰子	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 平田 浩司	刑事 平田 浩司	刑事 平田 浩司	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	刑事 盛岡 地方	家庭	民事 熊本 大林	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
仙台高等 仙台地方	細井 秀俊	細井 秀俊	細井 秀俊	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	井川 明潤	井川 明潤	井川 明潤	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	正裕 靖彦	正裕 靖彦	正裕 靖彦	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	靖彦 英範	靖彦 英範	靖彦 英範	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	高橋 健一	高橋 健一	高橋 健一	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	高橋 一恭	高橋 一恭	高橋 一恭	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	岩切 善晴	岩切 善晴	岩切 善晴	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	田邊 光紀	田邊 光紀	田邊 光紀	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	親川 和子	親川 和子	親川 和子	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	石川 普天	石川 普天	石川 普天	家庭	民事 仙台 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
高知地方	向吉 修	向吉 修	向吉 修	家庭	民事 高知 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	細井 田邊	細井 田邊	細井 田邊	家庭	民事 高知 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	田中 正裕	田中 正裕	田中 正裕	家庭	民事 高知 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	木林 靖彦	木林 靖彦	木林 靖彦	家庭	民事 高知 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	高田 富田	高田 富田	高田 富田	家庭	民事 高知 地方	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	民事 刑事 事務官 駒之	駒之
	林 露	林 露	林 露	家庭	民事				

令和4年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
判事等 18名		
旭日大綬章	元最高裁判事	林 景一
瑞宝重光章	元高松高裁長官、元国家公安委員会委員	安藤 裕子
瑞宝重光章	元仙台高裁長官	河合 健司
瑞宝重光章	元東京高裁判事	齋藤 隆
瑞宝重光章	元大阪高裁判事	谷口 幸博
瑞宝重光章	元大阪高裁判事	中谷 雄二郎
瑞宝重光章	元東京高裁判事	前田 順司
瑞宝重光章	元大阪高裁判事	的場 純男
瑞宝重光章	元東京高裁判事	三好 幹夫
瑞宝重光章	元東京高裁判事	村瀬 均
瑞宝重光章	元東京高裁判事	八木 正一
瑞宝重光章	元大阪高裁判事	米山 正明
瑞宝中綬章	元福島家裁所長	川口 政明
瑞宝中綬章	元前橋家裁所長	小林 敬子
瑞宝中綬章	元広島高裁岡山支部判事	傳田 喜久
瑞宝中綬章	元金沢家裁所長	徳永 幸藏
瑞宝中綬章	元盛岡地・家裁所長	長谷川 誠
瑞宝中綬章	元旭川地・家裁所長	渡邊 康

令和4年春の勲章受章者名簿

勳等	主要経歴	氏名
簡裁判事 12名		
瑞宝小綬章	元旭川簡裁判事	阿部 博道
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	小瀬垣 正一
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	小林 裕行
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	杉原 隆治
瑞宝小綬章	元新見簡裁判事	田原 夏樹
瑞宝小綬章	元福岡簡裁判事	原武 一實
瑞宝小綬章	元觀音寺簡裁判事	前田 貢
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	松尾 孝則
瑞宝小綬章	元中津川簡裁判事	村辻 優
瑞宝小綬章	元津島簡裁判事	矢倉 章三
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	山中 喜代志
瑞宝小綬章	元木津簡裁判事	吉田 泰造

令和4年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
一般職 12名		
瑞宝中綬章	元最高裁大法廷首席書記官	上田 正俊
瑞宝小綬章	元横浜地裁刑事首席書記官	赤坂 清貴
瑞宝小綬章	元広島家裁首席家裁調査官	大江 章
瑞宝小綬章	元秋田家裁首席家裁調査官	大滝 慶作
瑞宝小綬章	元山口家裁首席家裁調査官	岡田 孝照
瑞宝小綬章	元高松家裁事務局長	川崎 悅子
瑞宝小綬章	元京都家裁首席家裁調査官	下坂 節男
瑞宝小綬章	元さいたま家裁事務局長	野上 康雄
瑞宝小綬章	元福島地裁事務局長	柳田 泰道
瑞宝小綬章	元長崎家裁首席家裁調査官	山崎 一馬
瑞宝小綬章	元熊本家裁首席家裁調査官	吉開 正史
瑞宝単光章	元札幌高裁技官	佐藤 誠一

令和4年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
弁護士 19名		
旭日中綬章	元日弁連副会長	末永 汎本
旭日中綬章	元日弁連副会長	竹岡 富美男
旭日中綬章	元日弁連副会長	福島 康夫
旭日中綬章	元日弁連副会長	松坂 英明
旭日中綬章	元日弁連副会長	松葉 知幸
旭日中綬章	元日弁連副会長	三木 正俊
旭日中綬章	元日弁連副会長	山田 秀雄
旭日中綬章	元日弁連副会長	渡辺 光夫
旭日小綬章	元日弁連常務理事	栗宇 一樹
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	柴田 龍太郎
旭日小綬章	元日弁連常務理事	住田 昌弘
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	田邊 雅延
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	中村 芳彦
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	中山 慈夫
旭日小綬章	元日弁連常務理事	平柿 完治
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	増田 亨
旭日小綬章	元日弁連常務理事	圓山 司
旭日小綬章	元日弁連常務理事	山下 洋一郎
旭日小綬章	元日弁連常務理事	山田 謙治

令和4年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
調停委員 40名		
瑞宝双光章	横浜家裁調停委員	淺野 真理
瑞宝双光章	元水戸家裁調停委員	安部 律子
瑞宝双光章	金沢家裁調停委員	出野 弘子
瑞宝双光章	元福岡地・家裁調停委員	太田 映子
瑞宝双光章	さいたま家裁調停委員	大谷 富美子
瑞宝双光章	横浜地裁調停委員	岡崎 裕子
瑞宝双光章	元奈良家・地裁調停委員	小川 悅子
瑞宝双光章	元旭川家・地裁調停委員	柏川 法潤
瑞宝双光章	津家・地裁調停委員	勝本 順子
瑞宝双光章	福井家裁調停委員	木越 直昭
瑞宝双光章	元大阪家裁調停委員	小泉 益子
瑞宝双光章	青森家・地裁調停委員	越田 純子
瑞宝双光章	徳島家・地裁調停委員	澤田 和江
瑞宝双光章	福岡家・地裁調停委員	新谷 雅子
瑞宝双光章	新潟家・地裁調停委員	棚橋 裕子
瑞宝双光章	福岡地裁調停委員	仲上 和義
瑞宝双光章	横浜家裁調停委員	檜佐 美和子
瑞宝双光章	元神戸家裁調停委員	藤本 博子
瑞宝双光章	福島地裁調停委員	星 みちこ
瑞宝双光章	津家・地裁調停委員	武藤 恵美子
瑞宝双光章	元名古屋家裁調停委員	山口 房子

瑞宝单光章	元福岡家裁調停委員	飯田 よしこ
瑞宝单光章	元鹿児島家・地裁調停委員	大迫 みちよ
瑞宝单光章	静岡地裁調停委員	勝俣 富美代
瑞宝单光章	秋田家裁調停委員	今野 信子
瑞宝单光章	東京家裁調停委員	菅原 恵子
瑞宝单光章	広島地裁調停委員	田阪 道雄
瑞宝单光章	元名古屋家裁調停委員	田邊 洋子
瑞宝单光章	元鹿児島地・家裁調停委員	徳永 雅春
瑞宝单光章	元札幌家裁調停委員	鳥形 ちづる
瑞宝单光章	さいたま家裁調停委員	中川 ちづ子
瑞宝单光章	元千葉地裁調停委員	仲村 京子
瑞宝单光章	東京家裁調停委員	西井 雅子
瑞宝单光章	高知家・地裁調停委員	西村 和興
瑞宝单光章	元釧路地・家裁調停委員	畠山 京子
瑞宝单光章	元千葉家裁調停委員	廣瀬 眞理子
瑞宝单光章	元山口家・地裁調停委員	三隅 幸子
瑞宝单光章	東京家裁調停委員	山口 章子
瑞宝单光章	元佐賀家・地裁調停委員	山口 すま子
瑞宝单光章	元広島家裁調停委員	山本 美代子

総計 101名

令和4年春の藍綬褒章受章者名簿

所属庁	功労業務	氏 名
福井地裁調停委員	調停委員	青垣 幹夫
新潟家・地裁調停委員	調停委員	石井 信子
元奈良家裁調停委員	調停委員	磯田 高子
元福島家・地裁調停委員	調停委員	今泉 恵美子
山口地裁調停委員	調停委員	上原 幸枝
岐阜地裁調停委員	調停委員	上井 政子
奈良地・家裁調停委員	調停委員	大西 守
横浜家裁調停委員	調停委員	開米 眞美子
元水戸地裁調停委員	調停委員	北見 美智子
元仙台地・家裁調停委員	調停委員	木村 和彦
元水戸家・地裁調停委員	調停委員	小祝 良廣
静岡家・地裁調停委員	調停委員	小松 曜子
津地・家裁調停委員	調停委員	佐藤 薫
松江家・地裁調停委員	調停委員	柴田 久美子
元横浜家裁調停委員	調停委員	鈴木 弘子
和歌山家裁調停委員	調停委員	田中 純子
静岡家裁調停委員	調停委員	寺西 博
元神戸家裁調停委員	調停委員	中村 恵里子
和歌山家裁調停委員	調停委員	南條 朋子
金沢地裁調停委員	調停委員	羽場 裕子
元富山家・地裁調停委員	調停委員	林 慶隆
長野家裁調停委員	調停委員	美谷島 いく子
元広島家裁調停委員	調停委員	藤越 秀明
元名古屋地裁調停委員	調停委員	船尾 恭代

所属庁	功労業務	氏名
富山地裁調停委員	調停委員	前多 悟
元長野地・家裁調停委員	調停委員	増澤 延男
元金沢家・地裁調停委員	調停委員	松本 和美
元高松家裁調停委員	調停委員	三船 麻美
岐阜家裁調停委員	調停委員	宮嶋 英治
青森家裁調停委員	調停委員	宮野 楠見
元富山家・地裁調停委員	調停委員	村上 富美子
長野地・家裁調停委員	調停委員	矢澤 宗彦
松山地・家裁調停委員	調停委員	矢野 峰廣
長野地裁調停委員	調停委員	吉澤 文男
富山地裁調停委員	調停委員	若林 啓介
元神戸家裁調停委員	調停委員	渡辺 友江

計 36 名

第一条 関係—家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）
（傍線の部分は改正部分）

の管理人について、第八十一条の規定は法第百九十条の二第二項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

<p>の管理人について 第八十三条の規定は法第二百九十九条の二第二項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。</p>	<p>第一百七条 削除</p>	<p>第一百一十七条 第八十二条の規定は相続財産の保存又は管理に関する处分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第二百一十条第十項において準用する法第二百一十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人について 第八十三条の規定は法第二百一十条第十項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。</p>	<p>第一百一十七条 第八十二条の規定は相続財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百一十七条</p>
<p>(相続財産の清算人の選任等の公告・法第二百一三条等)</p>			

<p>第十一節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件（第一百一一条の二）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p>	<p>第十二節～第二十一節（略）</p> <p>第三編・第四編（同上）</p> <p>附則</p>	<p>第十二節～第二十一節（同上）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p>
<p>第一百一一条の二 第八十二条の規定は相続財産の保存に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第一百九十条の二第二項において準用する法第一百九十条の二（新設）</p>	<p>第一百一一条の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件（新設）</p>	<p>五百 相続人は、一定の期間までにその権利の申出をするべきこと。</p>
<p>（特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書）</p>	<p>（削る）</p>	<p>四 相続財産の清算人の氏名又は名称及び住所</p>
<p>（特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書）</p>	<p>（削る）</p>	<p>五 相続人は、一定の期間までにその権利の申出をするべきこと。</p>

(特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書)

（特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書）

の記載事項等・法第二百四条)

第百十条 (略)

- 2 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法第九百五十二条第一項の規定により選任され、又は法第二百八条において準用する法第二百五十五条第一項の規定により改任された相続財産の清算人に対し、その旨を通知しなければならない。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とする。

(遺産の換価を命ずる裁判に関する手続の規定の準用 - 法第二百七条)

第百十一条 第百三十三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判に準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

- 第百十一条 第百三十三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判に準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

第百十一条 第百三十三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判に準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

の記載事項等・法第一百四条)

第百十条 (同上)

- 2 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法第九百五十二条第一項の規定により選任され、又は法第二百八条において準用する法第二百五十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならない。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とする。

(遺産の換価を命ずる裁判に関する手続の規定の準用 - 法第二百七条)

第百十一条 第百三十三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判に準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

- 第百十一条 第百三十三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判に準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

第二条 関係一民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

(傍線の部分は改正部分)

別表第二（第二条の二関係）

新

項	上欄	下欄
一〇四 (略)	八百円	

ト 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による

別表第二（第二条の二関係）

旧

項	上欄	下欄
一〇四 (同上)	八百円	

ト 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（同法第二百七十三条第五十二条）第二百二十九条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项及び第二百八十七条（第二百二十九条、第二百九十四条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（第二百二十九条、第二百九十四条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（第二百二十九条、第二百九十四条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（同法第二百七十三条第五十二条）第二百二十九条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（第二百二十九条、第二百九十四条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十五条第七項（第二百二十九条、第二百九十四条、第二百八十条、第二百九十四条第八项、第二百二十二条第三项及び第二百八十八条第三项において準用する場合を含む。）、第二百四十七条（同法第二百九十条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第三项の規定によ

		る処分の取消しの申立て
		若しくは同法第二百九十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申立て
六 （略）	チ・リ （略）	十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申立て
六 （同上）	チ・リ （同上）	十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申立て